

## 生駒市役所通話録音装置の運用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、業務の公正かつ適正な執行を確保するとともに、市民サービスの向上並びに職員への不当な圧力の排除を目的として設置する通話録音装置の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 通話録音装置 市庁舎と外部との間における電話機での通話内容を自動的に録音し、又は記録する機器をいう。

(2) 録音データ 通話録音装置により記録された音声等のデータをいう。

### (管理責任者等)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用のため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、総務課長をもって充てる。

2 管理責任者は、管理上必要と認める者（以下「管理取扱者」という。）以外の者に、通話録音装置の操作をさせてはならない。

### (通話録音装置の使用等の公表)

第4条 管理責任者は、通話録音装置の使用等について、市のウェブサイト等により公表するものとする。

### (個人情報保護)

第5条 管理責任者は、個人情報保護について、関係法令等を遵守し、通話録音装置の運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、録音データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 管理責任者及び管理取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(録音データの保存及び管理)

第6条 録音データの保存期間は、通話の日の翌日から14日間とする。

2 前項の録音データは、録音し、又は記録したときの状態で保存し、内容の変更等をしてはならない。

3 課等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、通話録音データ利用依頼書(様式第1号)により、当該録音データの利用を管理責任者に依頼することができる。

(1) 生駒市情報公開条例による行政文書の開示の請求及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)による保有個人情報の開示の請求に対応する場合

(2) 脅迫、恐喝その他不当要求行為に該当する場合であって、刑事事件その他の争訟に発展するおそれがあると認められる場合

(3) 民事訴訟その他の争訟手続において証拠を保全する必要があると認められる場合

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要がある場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、録音データの利用が必要と認められる場合

4 管理責任者は、前項の規定により依頼を受けたときは、当該依頼に係る通話録音装置の録音データを特定の上、相当と認める場合は、依頼をした課等の長に当該録音データを確認させ又は録音データを複製したデータ(以下複製データという。)を交付するものとする。

5 前項の規定により複製データを交付された課等の長は、当該複製データについて、漏えい防止等の安全管理措置を講じるとともに、保存する必要がなくな

ったときは、速やかに廃棄しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第7条 録音データは、通話録音装置の設置の目的以外に利用してはならない。

(外部提供の禁止)

第8条 録音データは、法令に基づく場合を除き第三者へ提供してはならない。

(苦情の処理)

第9条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったとき

は、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必

要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。